

○耐震改修工事請負契約審査特別委員長報告

耐震改修工事請負契約審査特別委員長 潮 崎 焜 及

耐震改修工事請負契約審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第58号 工事請負契約の締結について(鳴門市老人福祉センター及び勤労青少年ホーム耐震改修工事のうち建築工事)」であります。

当委員会は、去る6月21日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第58号 工事請負契約の締結について(鳴門市老人福祉センター及び勤労青少年ホーム耐震改修工事のうち建築工事)」であります。鳴門市老人福祉センター及び勤労青少年ホーム耐震改修工事のうち建築工事について、請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでした。

委員からは、今回の耐震改修工事により、両施設の使用期間の延長が、どの程度になると見込んでいるのか、との質疑があり、理事者からは、平成17年の耐震診断では、コンクリートの質の低下は見られなかったこともあり、減価償却上は残り10年余りとなる耐用年数を上回るものと想定している、との説明を受けました。

委員からは、今回の耐震改修工事の期間中の両施設の利用者への対応についての質疑があり、理事者からは、工事期間中は休館となることから両施設の使用状況等を鑑み、旧の教育委員会棟の1・2階を代替施設とし、工事開始期間にあわせ移転することとしている、との説明を受けました。

また、委員からは、最近本件のような耐震改修工事や建築工事が多いように思われるが、人員等の関係もあり、工事の施工に問題はないか、との質疑があり、理事者からは、工事施工上の安全管理については労働安全衛生法等に基づき定められている、保険加入等も含め、法令等の遵守をしていただくとともに、品質管理等についても委託や本市の監督員によるチェックも行う等により、品質の確保にも十分に配慮した形で工事を進めていきたい、との説明を受けました。

委員からは、今後、市役所の施設の整備については、市全体の整備計画の下、本庁、

市民会館等の施設の整備、補強等を行う必要があると思われるので、早急に計画を策定するよう、要望がありました。

また、委員からは、両施設について、今後、一定の期間が経過した後、建替ということが出てくると思うが、建替の際には、若者や高齢者、あるいは女性など幅広い意見を伺い、周辺の景観等も活用し、より多くの市民が立ち寄りたいたいと思うような施設となる設計としてほしい、との意見があり、理事者からは、両施設の位置づけの枠組みを外した上で、施設の多目的化や施設稼働率の向上をキーワードに、他団体にあって本市にない、保健センターや子育て世代の皆さんに活用いただける場といった機能を設けることにより、施設の充実を図る方向で、現在、両施設の位置づけや管理のあり方等について、検討を行っている、との説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。